

公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和元年 5月24日

日向市長 十屋 幸平

記

1. 業務内容

- (1) 業務名：令和元年度 日向市立東郷病院の在り方検討業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所：日向市内
- (3) 履行期間：契約締結日から令和2年3月23日まで
- (4) 概要：市立東郷病院は、医師の安定確保の困難性や施設・設備の老朽化などの課題を有し、人口減少や少子高齢化の進行による医療需要の変化など、今後も厳しい経営環境が続くことが見込まれている。
本業務では、東郷地域における良質で持続可能な医療の確保を図るため、当該病院の今後の在り方に関し一定の方向性を示すことを目的に専門的知識を有する事業者をプロポーザル方式により選定する。
- (5) 仕様：別添「日向市立東郷病院の在り方検討業務委託仕様書」のとおり
- (6) 事業費：3,888,000円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。

(7) 平成 31 年度の日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に登録されている者。

なお、登録のない者については、下記 5（5）に定める手続きにより当該名簿への追加登録が申請できるものとする。

(8) 以下のいずれかの要件を満たすこと（プロポーザル参加法人の本社及び他支店等の実績を含めてもよい。）。

① 一般病床を有する病院を運営している国、地方公共団体等において、公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドラインについて」（平成 19 年 12 月 24 日付総財経第 134 号）及び「公立病院改革の推進について」（平成 27 年 3 月 31 日付総財準第 59 号）に基づくものをいう。）の策定支援業務を履行した実績を有していること。

② 過去 5 年間（平成 26～30 年度）において、公立病院又は公的病院の病院機能の見直し等、本業務の目的と同種又は類似する業務を履行した実績を有していること。

3. 評価基準

別紙のとおり

4. スケジュール

- 5 月 2 4 日（金） 募集開始
- 6 月 1 2 日（水） 参加表明締切
- 6 月 1 4 日（金） 参加資格審査・提案書提出要請
- 6 月 2 1 日（金） 提案書提出締切
- 6 月 2 7 日（木） 提案書のヒアリング・提案書の特定
- 6 月 2 8 日（金） 結果通知

5. 参加表明手続

(1) 提出期限 令和元年 6 月 1 2 日（水）

・ 下記の提出場所に午後 5 時 1 5 分までに必着とします。

・ 受付は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土・日曜日・祝日は除きます。）

(2) 提出場所 日向市健康福祉部 高齢者あんしん課

(3) 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）

(4) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）

② 類似業務実績書（様式第 8 号）

③ 様式第 8 号に記載した業務に係る成果品の写し

※ 前記 2. 提案者の資格要件（8）に定義する「公立病院改革プラン」及び「同種・類似業務」に係る業務について、それぞれ一つずつ選択し、添付してください。

④ 会社概要書（様式第 9 号）

⑤ 配置予定技術者実績調書（様式第 10 号）

⑥ 配置予定技術者（責任者及び主たる担当者のみ）に係る資格証の写し

(5) その他

平成 31 年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を申請する場合は、日向市ホームページ掲載の様式を使用し、日向市競争入札参加資格審査申請に基づく申請書等を参加表明書に添付すること。

なお、追加登録は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は書面により通知します。

6. 提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出願います。

- (1) 提出期限 令和元年6月21日(金)
 - ・下記の提出場所に午後5時15分までに必着とします。
 - ・受付は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日・祝日は除きます。)
- (2) 提出場所 日向市健康福祉部 高齢者あんしん課
- (3) 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。)
- (4) 提出書類 各11部提出してください。

①提案書(様式第11号)

企画提案書を作成し、添付してください。(様式不問・A4版)

記載に当たっては、概念図、出典が明示できる資料、現地写真等を用いることに支障はありませんが、過度な資料(本件のためのパース絵、映像、詳細図面等)を作成しての提案はさけることとします。

なお、企画提案書には、次のア～エの事項(評価テーマ)についての考え方を併せて記載してください。

ア 地域医療構想の動向を踏まえた過疎地域における医療課題及び公立病院の役割と機能について、検討に向けた着眼点

イ 東郷病院の在り方を検討するに当たって、良質な医療の安定確保、医療と介護の連携を図る観点から、どの様な調査・分析が必要となるかについて

ウ 不採算地区病院(「平成31年度の地方公営企業繰出金について」(平成31年4月1日付け総財公第32号)に定めるものをいう。)における財政的リスクの軽減を図る観点から、どの様な視点での検討が必要となるかについて

エ 経営分析を実施するに当たっての手法について

②業務計画書(様式第12号)

本計画書には業務の実施方針、作業計画、その他の提案について記載してください。併せて、契約期間内の工程表を添付してください。(様式不問・A4版・1頁)

③見積書(様式不問)

項目、数量、単価、金額、税等を記載してください。

7. 留意事項

- (1) 提案書提出後の資料追加・訂正は認めません。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがあります。

8. 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和元年5月23日(木)から6月3日(月)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日・祝日は除きます。)
- (2) 回答期限 令和元年6月10日(月)までにFAXまたはE-mailで回答します。

9. 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行います。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知します。

(3) 提案書の特定に係る審査は、ヒアリングを実施し、評価基準に従い採点する方法により行います。

なお、プロポーザル参加者が1社の場合も提案書の審査は実施します。

(4) 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として提案書の特定を行い、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者とします。

(5) 前記(4)にかかわらず、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点(各評価委員の持ち点を合算した値(満点)の6割)に満たないときは、提案書の特定を行わないものとします。

(6) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知します。

10. ヒアリング(プレゼンテーション)について

(1) 提案書に基づくヒアリングは、令和元年6月27日(木)を予定していますが、詳細については決定次第通知します。

(2) ヒアリングの出席者は、1社当たり3名以内とします。

(3) ヒアリングは、1社につき20分以内とし、審査委員からの質疑を10分程度とします。

(4) 会場にホワイトボード及びスクリーンを用意します。

(5) 説明は提案書に記載した内容に限ります。

11. 無効となる参加表明書又は提案書

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となる場合があります。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 虚偽の内容が記載されているもの

12. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となる場合があります。

(1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(2) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合

(3) その他審査会が不適格と認めた場合

13. 契約手続

審査の結果、前記9.(4)による、総合評価点の最も高い提案者と契約の交渉(提案書の修正協議を含む。)を行います。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点順位者と契約の交渉を行います。

14. その他

本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱(平成21年日向市告示第128号)の定めるところによる。

15. 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

日向市 健康福祉部 高齢者あんしん課 医療介護連携推進室(担当:山内)

TEL 0982-52-2111(内線2192) / FAX 0982-56-1423

E-mail kourei@hyugacity.jp